

大津市指定給水装置工事事業者処分基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の11第1項の規定による指定の取消し及び大津市水道事業給水条例施行規程（昭和33年公営企業部管理規程第2号）第18条の4の規定による指定の効力の停止の処分に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会)

第2条 大津市公営企業管理者（以下「公営企業管理者」という。）は、大津市指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）の処分の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として、大津市指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、別表1に規定する違反行為に対する違反点及びその処分について協議し、公平にその判定を行い、公営企業管理者に具申することをもってその権限とする。

3 委員は、次の各号に掲げる職にあるものをもって充てる。

(1) 局長

(2) 企業総務長

(3) 技術事業長

(4) 施設事業長

(5) 企業総務課長

(6) 水道ガス整備課長

(7) 水道ガス改良課長

(8) 維持管理課長

4 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名したものが職務を代理する。

6 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を主宰する。

7 委員会は、3分の2以上の委員が出席しなければ開くことができない。

8 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

9 委員長は、緊急を要するときその他特別の事情があると認める場合には、書面による賛否を求めて委員会の協議に代えることができる。

10 委員会は、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

11 委員会は、会議の経過及び結果を速やかに公営企業管理者に報告しなければならない。ただし、第9項の規定を適用した場合は、書面合議によるものとする。

12 委員会に関する事務は、お客様設備課において処理する。

(違反点)

第3条 指定事業者が別表1に定める違反等の事項に該当する行為を行ったときに付す違反点は、同表に定めるとおりとする。ただし、公営企業管理者は、同表に定める違反点を付することが不適当と認めるときは、その都度判断の上、適切な違反点を決定する。

2 前項の違反点の適用期間は、違反点を付した日を起算日として指定効力停止期間を除き2年間

とする。

3 公営企業管理者は、指定事業者が指定効力停止期間又は違反点の適用期間中に再度違反等の事項に該当する行為を行ったときは、違反点を加点する。

4 公営企業管理者は、第1項又は第3項の違反点を付したときは、指定事業者に通知するものとする。

(処分)

第4条 公営企業管理者が前条の規定により指定事業者に付した違反点が別表2に定める点数となったときに行う処分は、同表に定めるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、公営企業管理者は、指定事業者が他の工事等での違反行為その他反社会的行為等を行ったとき又はこの要綱に定める基準により処分することが不適当と認めるときは、その都度判断の上、処分するものとする。

(文書による改善命令等)

第5条 お客様設備課長は、違反行為の内容により早急に是正が必要と判断したときは、文書による改善命令等を行うことができる。

(意見陳述のための手続)

第6条 公営企業管理者は、違反行為の内容が行政処分に相当すると判断したときは、行政手続法(平成5年法律第88号)、大津市行政手続条例(平成8年条例第30号)及び大津市企業局聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規程(平成9年企業局管理規程第6号)に定めるところにより、当該処分の名あて人となるべき者に対し、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を行うものとする。

(不利益処分の通知)

第7条 公営企業管理者は、不利益処分を決定した場合に、被処分者に対し当該処分の通知を行うものとする。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第8条 公営企業管理者は、給水装置工事主任技術者が法に違反した行為があったと認めるときは、その旨を国土交通大臣及び環境大臣に報告するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、指定事業者の処分に関し必要な事項は、その都度、公営企業管理者が定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 大津市指定給水装置工事事業者処分基準要綱(平成10年要綱)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市指定給水装置工事事業者処分基準要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の指定事業者による違反等の事項に該当する行為について適用し、施行日前に行われた行為については、なお従前の例による。

別表 1 (第 3 条関係)

違反項目	水道法根拠条文	水道法関係法令条文	違反等の事項	違反点	
指定要件違反	第 25 条の 11 第 1 項第 1 号	第 25 条の 3 第 1 項第 1 号	施行規則 第 21 条	1 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	8
		第 25 条の 3 第 1 項第 2 号	施行規則 第 20 条	2 国土交通省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	8
		第 25 条の 3 第 1 項第 3 号イ	施行規則 第 20 条の 2	3 代表者が精神の機能の障害により給水装置工事等の新設等の工事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であることが判明したとき。	8
		第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ロ		4 代表者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	8
		第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ハ		5 代表者が水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者であることが判明したとき。	8
		第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ニ		6 指定事業者の指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者であることが判明したとき。	8
		第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ホ		7 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	5
		第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ホ		8 道路掘削許可、私道掘削承諾、道路使用許可を受けずに工事（掘削、穿孔及び配管等）を施行したとき。	5
		第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ホ		9 施行上の安全管理を著しく怠り、従業員を死傷させたとき。 (補足：死亡又は傷害により違反点が異なる)	案件ごとに判断 (6 点以下)
		第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ホ		10 施行上の安全管理を著しく怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。 (補足：死亡、傷害又は被害により違反点が異なる)	案件ごとに判断 (7 点以下)
		第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ホ	施行規則 第 36 条第 4 号	11 研修機会を確保しなかったとき。	1
		第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ホ		12 文書注意に従わないとき。 (補足：1 点に該当した違反行為事案に対する文書注意に従わないとき。合計 2 点)	1
		第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ホ		13 改善命令（指示）に従わないとき。 (補足：要綱第 5 条に基づく)	2
		第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ホ		14 文書警告に従わないとき。 (補足：2 点（文書注意に従わない場合を含む）に該当した違反行為事案に対する文書警告に従わないとき。合計 6 点)	4
		第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ホ	条例第 14 条 第 3 項	15 無届け工事	4
		第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ホ	条例第 14 条 第 3 項	16 工事完成後、管理者の検査を受けなかったとき。	2
		第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ホ		17 その他の違反行為 (法令、条例又は規則、規程等に違反する行為)	案件ごとに判断
		第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ホ		18 代表者が法令等に違反して禁錮以上の刑に処せられたとき。	3
		第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ヘ		19 法人の場合、その役員のうち法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号イからホまでの欠格条件に該当する者がいることが判明したとき。	8

給水装置工事主任技術者選任等義務違反	第25条の11第1項第2号	第25条の4第1項第2項	施行規則第21条第1項第2項	1 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	8
		第25条の4第1項第2項	施行規則第21条第3項	2 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があることの確認を怠ったとき。	6
届出義務違反	第25条の11第1項第3号	第25条の7	施行規則第34条	1 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき。又は虚偽の届出をしたとき。	8
		第25条の7	施行規則第35条	2 休止・廃止・再開の届出をしないとき又は虚偽の届出をしたとき。	8
事業の運営基準違反	第25条の11第1項第4号	第25条の8	施行規則第36条第1号	1 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	口頭注意
		第25条の8	施行規則第36条第2号	2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者に設計及び施行をさせないとき、又は、その者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	2
		第25条の8	施行規則第36条第3号	3 公営企業管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	6
		第25条の8	施行規則第36条第5号イ	4 水道法施行令第6条（給水装置の構造及び材質の基準）に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	6
		第25条の8	施行規則第36条第5号ロ	5 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	6
		第25条の8	施行規則第36条第6号	6 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	4
	第25条の11第1項第1号	第25条の3第1項第3号ホ		7 給水装置工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わしたとき。	1
	第25条の11第1項第1号	第25条の3第1項第3号ホ		8 指定事業者としての自己の名義を他の者に貸与したとき。	1
工事施行に関する義務違反	第25条の11第1項第5号	第25条の9		1 給水装置の検査の際、公営企業管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	1
	第25条の11第1項第6号	第25条の10		2 検査業務に支障を及ぼす行為を行ったとき。（竣工図、竣工図書等の提出）	2
	第25条の11第1項第7号			3 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	2
	第25条の11第1項第1号	第25条の3第1項第3号ホ		4 給水装置工事において不適切な工事費の請求や不誠実な行為により市民トラブル（訴訟等）を発生させたとき。	案件ごとに判断
不正申請	第25条の11第1項第8号			1 不正の手段により指定事業者として指定を受けたとき。	8
備考	<p>1 違反点の適用は、1の事案について違反等の事項のうち2以上の項に該当したときは、該当違反点のうちの最も高いものをもって適用する。</p> <p>2 違反の件数は、原則として給水装置工事申込書1枚につき1件として違反点を付加するものとする。ただし、特例として同一地域内の同一施行期間内の工事は1件とする。</p>				

別表 2

違 反 点	処 分
1 点	文 書 注 意
2 点	文 書 警 告
3 点	1 5 日 間 指 定 効 力 停 止
4 点	1 か 月 間 " "
5 点	2 か 月 間 " "
6 点	3 か 月 間 " "
7 点	6 か 月 間 " "
8 点	指 定 取 消 し